

# 平成25年 年頭所感

発行：日本置き薬協会 事務局

現行薬事法が施行されて足掛け五年となる今年。その改正が噂されてはいるが、まだその足音は遠くに有る。現行法の誤った解釈により、未だに配置販売業界は混乱している。年が改まるたびに抜けだしたいと思うが、早急に行政当局には配置販売業の実態を理解して頂き、改善の道を探るしかないと考えている。

数ある問題のなかで指摘したいのが、新配置の一般従事者と、既存配置の従事者の登録販売者受験資格の実務経験の件である。

例えば以下の事態が店舗であった場合、いかなる判断が下されようか。

- (1) 第一類医薬品を販売する場合、薬剤師が一般従事者を伴い、初回のみ消費者に情報提供しておけば、同消費者が2回目以降来店の際、毎回、初回説明された薬に関し情報提供を求めなければ、薬剤師が常に店頭には居なく（当該消費者に直接会わず）ても、一般従事者に第一類医薬品を販売させ、それを以て一般従事者の登録販売者試験受験のための実務経験時間に入れても良いか。
- (2) 薬剤師等が当該薬局又は店舗の店頭には常に居なく（店舗内には居るが消費者に会わない）ても、一般従事者が直ちに近隣で勤務する薬剤師等に連絡し、薬剤師等が対面で速やかに情報提供できるなどの適切な体制を確保しておけば、薬剤師等の間接的な管理及び指導の下で情報提供以外の業務（医薬品の補充、陳列、代金の清算、レジ打ち、倉庫管理等）を一般従事者に単独で行なわせ、それを以て一般従事者の登録販売者試験受験の為の実務経験時間に入れても良いか。

これらは当然の事、他の薬業界及び識者の方々から実務経験時間には入れられないと判断されるであろう。しかし、「店舗」、「店頭」を「配置得意先」と入れ換えた場合、配置販売業界では「入る」と誤った考えを持っているのが実態である。当協会は以下の見解を提示し、行政当局にその検討を図るよう依頼する予定である。

- (1) 新配置販売業で、一般従事者が登録販売者試験の受験要件である実務経験を得るためには、専門家が一般従事者を同行し、専門家による直接の管理及び指導の下で業務を行なわせなければならない規定を設けること。なお、既存配置の場合はこの限りではない。
- (2) 登録販売者試験の不正受験が行なわれたり、実務経験の虚偽記載や内容が不十分な事が確認された場合の制裁規定を設けること。
- (3) 遵法遵守し配置従事者に対する十分な資質向上に勤めている既存配置販売業者については、平成27年5月末以降も配置従事者の実務経験の経過措置を延長すること。

日本置き薬協会は、既存配置販売業の継続とその発展を信じ本年も活動を続けて行く所存である。

平成25年1月吉日

一般社団法人 日本置き薬協会  
代表理事 有馬純雄